

まちづくり・かわら版

平間・東地区のまちづくり情報誌

仮換地案の仮供覧と要望書

矢上くんち(矢上平野浮立)



No.22
平成15年11月14日

編集・発行
施行者：長崎市
(東長崎土地区画整理事務所)



仮換地案を仮供覧します。

**期間 平成15年11月27日(木)から
平成15年12月10日(水)まで**
(※ 期間中は、土曜日・日曜日も閲覧できます。)

時間 午前8時45分から 午後5時30分まで
(※ 上記時間以外には、閲覧できません。予めご了承ください。)

場所 東長崎土地区画整理事務所 2階会議室

※ 仮供覧期間中、皆様方から『**要望書**』を受付けます。詳細は**2ページ**

「もくじ」

- | | |
|----------------------|------|
| ● 仮換地案を仮供覧します。 | 1ページ |
| ● 要望書の書き方 | 2ページ |
| ● 仮供覧場所(案内図) & お問合せ先 | 4ページ |



要望書の書き方

1 何を要望できるのか

『要望書』は、施行者が知ることのできない仮換地案に対する皆様方個々の要望を、できる限り仮換地案に反映させるため、提出していただくものです。

したがって、今回仮供覧する仮換地案に記載されている皆様方の**仮換地の位置・形状・面積など**について要望を書いてください。

2 要望できる方々

『要望書』を提出できる権利者の方々は次のとおりです。
また、『要望書』の様式は権利者の種別により異なります。



① 土地所有者(単有)

土地登記簿に単独で所有者として記載されている方は、所有権を有する土地の仮換地に関する『要望書』を提出することができます。

『要望書』は、**土地所有者本人が署名押印して作成**したものを提出してください。ご家族の方など関係者が署名押印したものは原則として受け付けられません。

② 土地所有者(共有)

共有地(土地登記簿に記載されている所有権者が複数名)の場合は、共有地の仮換地に関する『要望書』を**代表者が提出**することができます。

『要望書』には、**共有者全員が署名押印した『代表者選任届』を添付**してください。『代表者選任届』が添付されていないものは原則として受け付けられません。

また、**『要望書』は選任された代表者が署名押印して作成**したものを提出してください。

③ 相続人

土地登記簿に記載されている所有者が死亡している場合は、被相続人が所有権を有する土地の仮換地に関する『要望書』を**相続人の代表者が提出**することができます。

『要望書』には、**相続人全員が署名押印した『代表者選任届』を添付**してください。『代表者選任届』が添付されていないものは原則として受け付けられません。

また、**『要望書』は選任された代表者が署名押印して作成**したものを提出してください。

④ 借地権及びその他の権利者

借地権及びその他の権利者は、権利を有する土地の仮換地に関する『要望書』を提出することができます。また、施行者に権利の申告を行っていない権利者は、仮供覧期間中に権利を申告することにより、併せて『要望書』を提出することができます。

『要望書』には、**権利を有する土地の所有者が署名押印した『同意書』を添付**してください。『同意書』が添付されていないものは原則として受け付けられません。

3 要望書の様式

「**要望書**」は、仮供覧場所に備えており、**該当する種別の「要望書」と詳細な作成要領をお渡し**します。必要な方は申し出てください。

次の例は、①土地所有者(単有)の場合の『要望書記入例』です。

(要望書記入例)

仮換地案に対する要望書

平成5年1月30日 ← 作成した日付を記入

長崎市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業
 東長崎平間・東地区土地区画整理事業
 施行者 長崎市
 代表者 長崎市長 伊藤 一長 様

(住所) 長崎市矢上町247番地5
くかくせいじ
 (氏名) 区画整司
 (電話番号) 095 839 5381

施行者が仮供覧している仮換地案に対して、次のとおり要望します。

仮換地の番号	要 望 事 項
11街区 27画地	ここに要望事項を記入してください。 記入する際は、明瞭かつ具体的に記入してください。
120街区 10画地	連続して書く場合は区切り線を入れ、仮換地の番号及び要望事項を続けて記入してください。

※ 作成上の注意

- 1 要望事項は、明瞭かつ具体的に記入してください。
- 2 要望事項が裏面までに収まらないときは、別の用紙に続けて記入してください。
- 3 要望書は、仮換地案の仮供覧期間内(平成15年11月27日(木)から平成15年12月10日(水)まで)に提出してください。仮供覧期間終了後は、理由の如何に関わらず受け付けできません。
- 4 要望書の受付は、要望事項の受諾ではないため、仮換地案に反映されない場合もあります。

本人が署名押印
(認印で結構です)
電話番号も忘れずに
※ 要望書を閲覧当日に提出される方は必ず印鑑を持参してください。

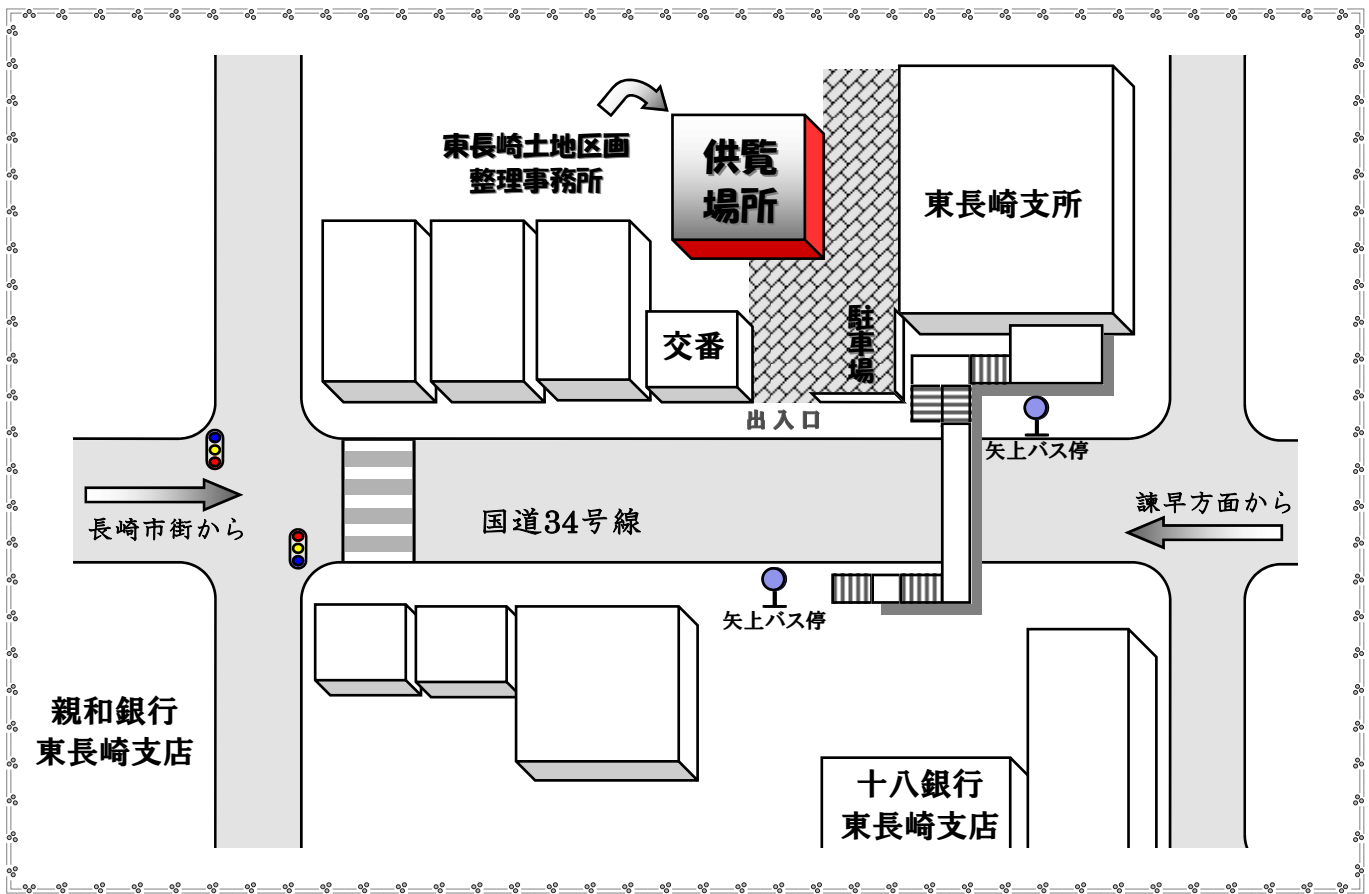
仮換地案に記載されている街区番号と画地番号を記入

※ 紙面の都合上、その他の要望書や添付書類の詳しい書き方及び例外事項などについて掲載できませんでした。

また、「**要望書**」は**実際に仮換地案を見て、作成していただくことになり**ますので、ご不明な点やご質問等については、閲覧時に担当者へお尋ねください。



仮供覧場所(案内図)



！ 閲覧上の注意事項

仮換地案は複写できません。また、写真撮影もできません。

仮換地案は仮供覧場所においてのみ閲覧できます。

お越しいただく日や時間帯によっては、お待たせする場合も考えられますので、ご都合がつくようでしたら、混雑しているときは時間帯を変えて再度お越しいただければ幸いです。



仮供覧期間中、仮供覧場所の駐車場はご利用いただけます。

しかしながら、駐車台数が限られており、仮供覧期間中は混雑が予想されるため、できる限り公共交通機関のご利用をお願いいたします。

なお、ご不明な点やその他ご質問等がございましたら、右記担当者までお気軽にお問い合わせください。

今後とも、平間・東地区土地区画整理事業に対するご理解、ご協力をお願いいたします。

編集・発行

施行者：長崎市
(東長崎土地区画整理事務所)

〒851-0133

長崎市矢上町247番地の5

担当 換地係 金原、樋口

お気軽にご相談ください。

電話 095(839)5381

FAX 095(837)1046